

徳島県告示第七百八十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法人こども の発達研究室きりん 三号	徳島市新南福島一丁目六番 三号	きりん教室こつつ	吉野川市山川町川田四二九 番地六	児童発達支援 放課後等デイ サービス 保育所等訪問 支援	令和三年十一 月一日
株式会社豊結会	阿南市那賀川町小延三九番 地三	児童デイサービスセン ターFor You 八万	徳島市八万町下福万三番地 一	同	同 十二 月一日
合同会社光の風	同 富岡町中川原二番地 一一	放課後等デイサービス ルミエール	阿南市那賀川町上福井南川 洲一三四 五五	放課後等デイ サービス	同